

令和3年度 木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況 (概要版)

本冊子は、秋田県木材利用促進条例第15条に基づく木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況の概要を取りまとめたものです。

県では、平成28年4月に施行した秋田県木材利用促進条例に基づき、木材利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県内の林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化を図ることとしており、以下の体系により具体的な施策に取り組みました。

■木材利用促進のための施策の体系

木材の利用の推進のために具体的に取り組む施策

木材の優先利用の促進のための施策

- ①ウッドファースト県民運動の推進
- ②県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化
- ③木育の推進

県産木材の利用の促進のための施策

- ①公共部門での木材の優先利用の促進
- ②民間部門での木材の優先利用の促進
- ③県産木材の需要拡大のために必要な施設整備への支援
- ④県産木材を活用した新製品開発の促進

県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

- ①県外の住宅での県産木材製品の需要拡大
- ②県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施
- ③海外への県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

- ①秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進
- ②産学官連携等による新たな木質部材や新製品の開発

木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

- ①新たな木質部材等の普及展開による人材の育成
- ②新たな木質部材や県産木材を活用した木造建築への取組

木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策

木材の優先利用の促進のための施策

○ウッドファースト県民運動の推進

・木造・木質化のモデルとなる優れた建築物を県民や建築関係者に広く紹介する「ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞」を実施した。

・小学生の森林学習の教材として、森林のはたらきと木材の利用に関する副読本「あきたの森林」を8,500部作成して、小学校や支援学校を中心とする教育関係機関に配布した。

○木造施設事例の紹介

・公共施設や民間建築物の木造化・木質化をまとめた「木造施設事例集」を更新し、県公式ウェブサイトで紹介した。

○SNSによる情報発信

・林業木材産業課の公式Instagram（森と木の国あきた）を設置して、木材利用に関する画像等の情報発信を行った。



○県産材利用に係る二酸化炭素固定量の認証

・県外の住宅メーカー等7社が建築した住宅250戸の二酸化炭素固定量1,508トンを認証した。

○秋田県県産木材利用推進功労者表彰

・県産材利用に関する活動が顕著な団体等の能代・山本地区の製材業の若手経営者の団体で「秋田県銘木青年会」を功労者に選定して表彰した。



建築賞パンフレット



副読本
「あきたの森林」



大館市役所本庁舎



林業木材産業課SNS

○木育の推進

・秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、幼稚園や小・中学校等が実施する木育活動35件に対し支援を行った。

・公共施設等において親子が直接木を見て触れあうことができる木育空間の整備2件を行った。



新たに整備された木育空間

県産木材の利用の促進のための施策

○公共部門での木材の優先利用の促進

・令和3年度に建築した県営21施設のうち、15施設で木造化・木質化を図った。

・土木利用においては、木製残存型枠や木製防風柵などで2,332m³の県産木材を使用した。



あきた芸術劇場 ミルハス

○公用調達での木材の優先利用

・東京オリンピック・パラリンピック大会の選手村ビレッジプラザの建設のために秋田県が貸与した木材を活用して、県有施設で利用するベンチを作成し、教育関係施設やスポーツ関係施設等に配布した。



横手支援学校での贈呈式

○民間部門での木材の優先利用の促進

・県内で新築住宅を建築する工務店グループ（16グループ・74社）が実施した構造材や下地材での県産材利用を高める取組や見学会等の普及PR活動に支援した。

・県産スギを利用したスギトラス工法の畜舎が、2つの施設において12棟の畜舎等が建築された。



県産スギトラス工法による建築された畜舎

○県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進

・木材の供給体制づくりの一環として、移動式チップパーの導入を支援した。



導入された移動式チップパー

○県産木材を活用した新製品開発の促進

・木材加工推進機構では、木材高度加工研究所の協力を得ながら、企業から依頼を受けた椅子やテーブル、ドア等の商品開発に関する性能試験52件（強度、物性、耐火・燃焼試験ほか）を実施した。



耐火性能の評価試験

○県外の住宅での県産木材製品の需要拡大

・県外の住宅メーカー（7社）が県との協定等を結び、県外14都県において、構造材や内装材等に県産木材製品を使用した新築住宅250戸に支援を行った。



住宅建築の実績があった都県

○県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

・神奈川県川崎市の「川崎市木材利用促進フォーラム」が主催する木材利用促進イベント「優しい木の広場」に県内の家具メーカー等の団体である「オラエ・アキタファニチャー」と参加し、県産木材製品の情報発信を行った。



イベントでの県産木製品のPR

○海外への県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

・スギ製材品の輸出先として有望な米国（テキサス州）において、住宅でのフェンス等の木製エクステリア製品の利用状況と木製品の流通動向の調査を行い、関係者との情報共有を行った。



住宅の木塀の状況



木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

○秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進

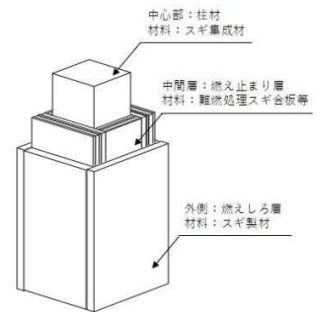
・治山ダムの軟弱地盤対策として活用しようとするスギ丸太杭については、カラムツとの性能比較を行った。



スギ丸太杭載荷試験の状況

○産学官連携等による新たな木質部材の開発や新製品の開発

・県、秋田県立大学、木材加工企業、建材商社等が連携し、中高層建築物の木造化に必要な木質耐火部材が開発され、国土交通省大臣の認定を受けるための手続きが進められている。



木質耐火部材の構造

木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

○新たな木質部材等の普及展開による人材の育成

・木質構造等、木材利用に精通した人材を育成するため、県内の建築士、建築技術者、市町村職員を対象とした研修会を開催した。
・若手建築人材の木材利用への理解を深めるため、木材利用提案コンクールを開催した。



研修会での特別講演



木材利用提案コンクールでの最優秀作品

○新たな木質部材や県産木材を活用した木造建築への取組

・非住宅分野で県産材利用を推進するため、県、秋田県立大学、建築関係企業が連携して一般の建物に対応したトラス（平行弦トラス）の開発を進め、能代市内の福祉施設に導入された。



施設内の多目的ホールをスギトラス工法により構成

木材の利用を促進しましょう！！

秋田杉をはじめとする豊かな森林資源に恵まれた本県においては、木材は建築物のみならず、家庭用品や家具、薪炭など生活の多くの場で使われ、曲げわっぱや桶樽などの伝統的工芸品の製造も盛んであり、林業及び木材産業が地域の基盤産業として、本県の経済を支える重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年においては、様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用されるようになり、林業及び木材産業は厳しい状況におかれています。

こうした中で、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、林業及び木材産業の振興を図るため、県及び市町村で進めている公共建築物等の木造化及び木質化とともに、日常生活や事業活動における木材の利用の推進に県全体で取り組んでいく必要があります。

■秋田県木材利用促進条例の仕組み

目的（第1条）

木材の利用の促進は、

→地域の基盤産業である林業・木材産業の振興

→本県経済の活性化に寄与

基本理念（第3条）

林業・木材産業事業者等の自主的な取組が促進されること。

県、市町村、事業者、県民等、関係者の連携・協力のもとに推進されること。

県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進が図られること。

目的達成のための基本施策（3本柱）

I 木材の優先利用（ウッドファースト）の促進（第9条）

II 県産木材の利用の促進（第10条）

① 県内の森林から産出する木材の利用の促進

② 県産木材製品の県内利用の促進

III 県産木材製品の国内販売・輸出の促進（第11条）

関係者の主な役割と協力

●県の責務（第4条）

○木材の利用の促進に関する総合的な施策の策定・実施の責務

◎森林所有者、林業事業者の役割（第5条）

○森林の適切な整備・保全に努力
○木材の計画的な供給に努力

◎木材産業事業者の役割（第6条）

○県内の森林から産出する木材の利用に努力
○国内販売・輸出に努力

○建築関係事業者の協力（第7条）

○県が行う施策に協力
（県民等への木材利用の提案等）

○県民・一般事業者の理解と協力（第8条）

○木材の優先利用（ウッドファースト）への理解
○県産木材製品の利用に協力

施策の推進方法

- 関係者による協力体制の整備（第12条）
- 市町村が行う施策への協力（第13条）
- 木材利用促進指針の作成（第14条）
- 実施状況の公表（第15条）

意見を交換し、相互に協力するための体制の整備
木材利用の情報の提供、助言その他の必要な協力
木材利用の促進施策の方向を定める指針の策定
木材利用の促進の実施状況を年次報告